

## サクラサイト根絶のために

北海道大学大学院法学研究科教授

町 村 泰 貴

いわゆる出会い系サイトをめぐっては、当初、売買春の温床となるという点や青少年健全育成の観点から問題視され、登録制を柱とする「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。しかし、この立法の傍ら、出会えない系とも呼ばれるサイトの問題が顕在化してきました。出会いを目的とした有料のメッセージ交換をいくらやっても、あれこれと理由を付けて引き伸ばされ、結局、一度も会えないまま、高額メッセージ交換料金をとられてしまいます。

男女の出会いを目的としたサイトという限りでは、高額料金をとられるだけに終わっても、あまり同情を引かないという問題もありました。しかし、サイトの目的は男女の出会いから同情型や利益誘導型に広がってきました。被害者も男性だけとは限らず、むしろ女性が被害を受けるケースのほうが多くなってきました。こうなると、詐欺という性格が明確になってきますし、法的な救済のために多数の実務家が注力するようになりました。

本書では、そうした法曹実務家の活動成果が表れています。

元々の出会い系（出会えない系？）であれ、利益誘導型や同情型であれ、有料のメッセージ交換サービス利用に勧誘し、思わせぶりなやりとりが続きます。被害者とメッセージの交換をしている相手が、本当は誰であるのか、メッセージ交換の中ではわかりません。若い女性とか、一人暮らしのお年寄り、という設定でも、サイトの運営者が雇った者が、サクラとしてメッセージを書いているのかもしれませんが。そうであるならば、もう紛れもなく詐欺ということになります。しかし、サクラによるメッセージなのかどうかを解明し、立証することは極めて難しいことです。

それでも、数多くの事件に立ち向かった弁護士などの努力により、被害救済が実現できるケースが出てきました。その努力の成果として、メッセージの相手方が被害者に対して、多額の利用料金を必要とする操作を行わせる合理性がないことから、それがメッセージ交換サイトの運営者のために、その者に雇われて行っていることを、裁判所が認める例も出てきましたし、裁判外の交渉で被害を回復することもできた場合もあります。サクラサイトの上位組織の幹部が逮捕されるという成果も出てきています。

ただし、被害回復が可能なケースがあるといっても、確実ではありません。サクラサイト運営者が逃げてしまえば、追いかけるのは難しくなりますし、騙し取った金銭を使い果たしてしまえば、取り戻せなくなります。そして何よりも、受けた被害を取り戻すには多大な労力が必要となります。やはり、サクラサイトの被害を受けないことが最善です。

本書は、サクラサイトの危険性やその救済のための努力が詰まっています。本書によって、被害救済のノウハウが伝わり、実際の被害の回復や未然防止につながることを心より期待して、本書を推薦する次第です。

## はしがき

本書は、サクラサイトによる被害者救済に取り組む全国の弁護士によって結成された、サクラサイト被害全国連絡協議会が編集したサクラサイト・悪質サイト被害救済のための手引書である。

私たちは、平成23年7月の第1回以来、年2回全国各地で協議会を開催してきている。この間、協議会に属する弁護団・弁護士は、多数のサクラサイト・悪質サイト被害を解決してきており、その経験・知識・ノウハウの蓄積は高水準でかつ膨大なものとなった。

私たちは年2回の協議会等で、これらの経験・知識・ノウハウ等を報告し合い、討議・検討して共有するとともに判例の分析や法理等の研究も深めてきた。

他方、いまだ救済を受けられない被害者も多数おられ、探偵等による2次被害も続出して、多くの弁護士が被害救済に立ち上がる必要性はますます高くなっている。

そこで、協議会では、より多くの弁護士が被害救済に取り組めるように私たちの到達点を紹介しようと、本書の刊行を企画し、株式会社民事法研究会のご賛同を得て発刊に至ったものである。

本書は、協議会の最先端で活動している弁護士が手分けして各経験分野・得意分野を執筆し、編集会議で吟味・検討したものであって、その内容はわが国最高水準をいくものであると自負している。

本書が、サクラサイト・悪質サイト被害救済に関心をもつすべての弁護士、消費生活相談員らの皆様のお役に立つことを心から祈念するとともに、協議会としても被害の根絶をめざしてこれからも活動する決意を新たにしているものである。

平成29年11月

サクラサイト被害全国連絡協議会

共同代表 武井 共夫

## I サクラサイトの特徴

### 1 サクラが利用されている

サクラサイトでは、サイト運営業者が、「サクラ」を雇い（あるいは自らがサクラとなり）、そのサクラが被害者から送られてくるメッセージを読み、それに対応したメッセージを作成・送信するという作業を行っている<sup>2</sup>。

サクラは、複数の架空の利用者（以下、「キャラクター」という）になる。あるときは被害者と同じ「サイト登録者」として、あるときは運営者側の「カスタマーセンター」として、被害者に対してメッセージを送り続ける。サクラがサイト登録者として振る舞う場合にも、サクラは複数のキャラクターを使い分けている。たとえば、「冬美」になりすましたサクラは、「冬美」の娘である「凜」にもなりすまし、さらに「冬美」の会社の部下である「神崎」にもなりすます等である。

サクラサイトの規模が大きくなると、被害者から送られてくる大量のメッセージに対応するため、サクラサイト運営業者としてもサクラを数人から数十人の規模で確保する必要がある。サクラサイト運営業者は、「メールアドレス」などの名称でアルバイトを募集している<sup>3</sup>。

---

2 サクラサイトが「サクラ」を利用していることを認めた代表的な裁判例として、東京高判平成25・6・19判時2206号83頁、名古屋地判平成26・3・4判例集未登載（平成24年(ワ)第2827号）、東京地判平成24・6・29判例集未登載（平成24年合(ワ)第52号）などがある。

3 実際の広告例として、以下のようなものがある。「弊社は、業界最大手のコミュニティーサイトの企画から運営・管理する会社で様々なサイトを運営しています。運営・管理スタッフは自分の担当サイトを受け持ち、ユーザー様やクライアント様に喜んでいただけるよう、検索方法・サイトのレイアウト・サイトの使い勝手の研究などコンテンツの企画・ディレクションに頭を捻ります」、「最初の3か月間は基礎を学んで頂くために、ルーチンワークが発生します。その後は未経験でも絶対的にチャレンジできる環境がありま

これらの募集で集まったアルバイトは、被害者から送られてくるメッセージを読み、新たにメッセージを作成・送信する業務を行っている<sup>4</sup>。

## 2 「サクラサイトシステム」が販売・利用されている

後記3で解説するように、サクラサイトは、被害者に「ポイント」を購入させることで違法収益を上げている。サイト運営業者は、被害者の有するポイントを管理しなければならない。

また、被害者がログインしたマイページには、被害者自身が登録したハンドルネームや住所などの情報、被害者に届いた(サクラが作成した)メッセージ、被害者自身がキャラクターに対して送信したメッセージの履歴等も表示させる必要がある。

これらを表示させるには、プログラミングの専門の知識がなければ難しいのではないかと思うかもしれないが、「サクラサイトシステム」<sup>5</sup>なるものが開発・販売されていることがわかっている。つまり、サクラサイトは、プログラミングの専門の知識がなければ参入することのできない難しい商法ではなく、誰でも、簡単に、参入することができるものなのである。

サクラサイトシステムはサイト運営業者に大変便利なように作られている。たとえば、管理者がキャラクターを作成し、一般会員を装ってキャラクター名で他の一般会員とメッセージのやりとりをしたり、一般会員とはいっさいやりとりができず、サクラとしかやりとりができない設定にもできる。

---

す」。

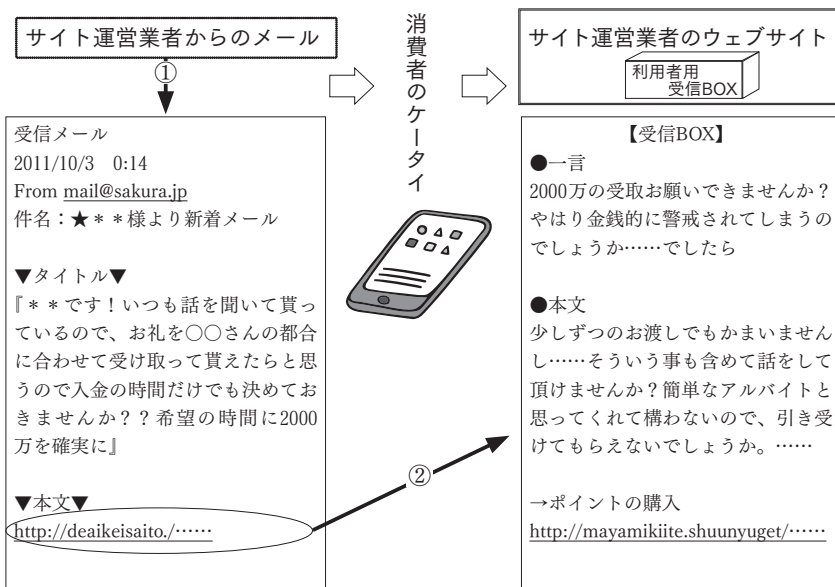
- 4 連絡協議会所属の弁護士がアルバイト募集広告に記載されていた勤務地を調査したところ、ある一室で、大量のアルバイトがパソコンに向かいメッセージを作成していたことを確認した。
- 5 「高性能出会い系サイトプログラム」などと銘打って販売されていることが確認されている。同プログラムの広告には、「主な機能一覧」として、会員登録機能、充実したポイントシステム、会員管理機能、サクラ書込機能、会員あて一斉メール送信機能、などが記載されていた。

また、サイト運営業者が設定を変更することによって利用者のポイント数を突然ゼロにさせたり、逆に、ポイントを購入しなくてもポイントを追加したりする設定にもできる。

### 3 メッセージの送受信はサクラサイト内ではできない

サクラサイトは、サイト内でポイントを購入させることで違法収益を上げている。サイト運営業者の視点からすれば、被害者に、サクラサイト内でメッセージを送受信してもらわなければならない。そのため、通常、被害者がメッセージの送受信を行うキャラクターのEメールアドレスが判明することはなく、サクラサイト内だけでしかキャラクターとメッセージの送受信ができない<sup>6</sup>。

被害者のサクラサイト内のIDあてにメッセージが届いた場合、被害者が



6 ある程度メッセージの送受信が継続した場合、被害者にサクラではないと信用させるために、あえてEメールアドレスを教示する例もある。

サクラサイトに登録したEメールアドレスに、サイト内にメッセージが届いた旨のEメールが届く。被害者は、この通知によって、サイト内にメッセージが届いたことを知ることができる。

## 4 サクラサイトはどのようにして違法収益を上げているか

### (1) ポイント料

サクラサイトを利用するためには、携帯電話会社への通信料のほかにメッセージ送受信のための「利用料」をサイト運営業者に支払うことが必要とされる<sup>7</sup>。利用料については、サクラサイト被害の事案のほとんどは、「従量制」または「都度課金」と呼ばれ、掲示板を見る、メッセージを送る、メッセージを読む、画像を見るなど、1つひとつの操作に課金されるシステムとなっている。それぞれの操作ごとに「ポイント数」が決まっており、被害者は、ポイントを購入してこれらの操作を行うことになる<sup>8</sup>。この操作ごとに課金される都度課金の制度は、詐欺的なサクラサイトの大きな特徴の1つである。

ポイントの購入には、銀行振込、前払式電子マネー（コンビニで購入可）、コンビニ収納代行の利用、クレジットカード決済、プリペイド式クレジットカード決済など、複数の支払手段を選択することができる。

サクラサイト商法は、サイト内のメッセージの送受信に必要なポイントをサイト利用者に購入させることにより違法収益を上げている。したがって、メールの送受信が無料であるEメールとは本質的に異なる（なお、本書では、Eメールと明確に区別するため、原則的に、サクラサイト内でのメールのことを「メッセージ」と記載している）。

---

7 稀に無料のサイトもある。

8 サクラサイトによってさまざまであるが、メッセージの1送受信（1往復のやりとり）に40～60ポイント（＝400～600円）かかることが多い。

---

## II 交渉

---

### 1 銀行振込決済を利用している場合

#### (1) 交渉の相手方

サクラサイト運営業者自身の口座に振り込ませる場合、交渉の相手方は、サイト運営業者である。

サクラサイト運営業者以外の名義の口座に振り込ませる場合、交渉の相手方は、サイト運営業者および口座名義人（法人の場合もあれば個人の場合もある）である。

#### (2) 具体的な対処方法

##### (A) サクラサイト運営業者自身の口座に振り込ませる場合

サクラサイト運営業者自身の口座に振り込ませる場合については、サイト運営業者に対して受任通知を送付し、返金を求めることになる。この点、受任通知を送付した後はサイト運営業者によりサイト内のメールボックスを閲覧できない状態にされることも多く、サイトを閲覧することができなくなるので、必要な証拠は通知前に保全しておく必要がある。

サクラサイト運営業者は、特定商取引法に従って通常は法人名・事業所を公開しているので、特定は容易である。場合によっては、口コミサイトを補助的に利用することは考えてもよい。通知の際には、返金がない場合には口座凍結の要請をすること、口座凍結の要請をした場合には口座凍結を解除することは容易でないことを注意的に記載する。そもそも、弁護士には口座凍結を要請することはできても口座凍結を解除する権限はないのであるから、その点は注意が必要である。反応や返金がない場合には、振り込め詐欺被害救済法に基づく口座凍結要請からの回収（後記VI3参照）、サイト業者のみな



らず代表者・従業員個人に対する訴訟および刑事告訴などを行うことになる。交渉を長引かせようという態度には毅然と対応すべきである。

サクラサイト運営業者は、サクラを使っていないことなどを主張してくる場合があるが、サイト運営業者が利用しているシステム自体にサクラ機能が付いているということが刑事事件等を通じて判明していること、サイトを利用させることで利益を得ているのはサイト運営業者であることから、被害者から聴き取った内容や保全しているメールの内容からサクラサイト被害であるといえる場合には、そのようなサイト運営業者の言い分を聞く必要はない。

また、サクラサイト運営業者によっては減額を申し入れてくることも多い。しかし、もちろん個別の事案ごとに判断する必要があるが、被害救済の点からも後の被害の撲滅の点からも、基本的には満額返金を要求すべきである。サクラサイトを運営している以上、理論的には、適正な利用とサクラの利用分を分けることはあり得ず、サクラサイトという場の開設自体が詐欺を目的にした違法行為なのであるから利用者がサクラサイト利用で支払った金額全体が損害というべきである。筆者の弁護団の解決水準としては振込による被害事案でも事業を継続しているサイト運営業者であれば90%から100%の回収がほとんどである。サイト運営業者が返金してこないのであれば厳正に対処する姿勢が重要である。

#### (B) サクラサイト運営業者以外の名義の口座に振り込ませる場合

次に、グループ法人や決済代行業者の口座に振り込ませている場合であるが、この場合にも基本的にはサクラサイト運営業者に返金を求めることになり、速やかな返金がなされない場合には、同様に口座凍結要請からの回収を図ることになる。また、訴訟を提起する場合には、振込先の法人（ないし個人）も当然訴訟の対象にするべきである。裁判例（さいたま地判平成29・3・22、東京高判平成29・9・27（さいたま地判平成29・3・22の控訴審。いずれも判例集未登載））においても、「利用料金振込口座提供目的で設立された会社」と認

定されている事案もあるとおり、基本的には、振込先の法人(ないし個人)もサイト運営業者と共謀している不法行為の協力者と考えるべきである。

決済代行業者とされる場合でも口座提供型の決済代行業者は最も容易に責任が認められるので躊躇することなく訴訟提起すべきである(広島高判平成27・12・16判例集未登載、東京地判平成29・5・10判例集未登載)。口座提供者の特定(本店所在地等の確認など)については、弁護士会照会を利用して金融機関を通じて確認するのが基本であるが、振込先口座の支店所在地を管轄する法務局で本店登記されているものが多いので、法務局の検索機能(インターネットでは登録が必要)を利用することによって概ね特定できる場合もある。

## 2 クレジットカード決済を利用している場合

### (1) 交渉の相手方

サクラサイト運営業者、クレジット会社、決済代行業者が関与している場合は決済代行業者、が相手方となる。現状の解決水準としては、クレジットカードを利用している場合には、典型的なサクラサイト被害であれば、クレジットカード決済については既払金および未払金を問わず、100%の取消しまたはそれに相当する金額の返金を目標にすべきであり、例外もあるが、多くのケースでは被害救済が実現できている。クレジットカード決済のみの被害であれば、消費生活センターにおけるあっせんにおいても同様の解決が可能である(連絡協議会の関連弁護団がない地域では、これよりも低い解決が常態化している地域もあると聞が、そのような地域間格差は問題であろう)。

### (2) 具体的な対処方法

#### (A) サクラサイト運営業者に対して

銀行振込決済における前記1(2)(A)と同様である。

## (B) クレジット会社に対して

## (a) 割賦販売法の規制

クレジットカード決済の場合、クレジット会社に対して、割賦販売法の規制が及ぶこととなる。

そして、割賦販売法においては、加盟店に対する契約取消し等の事由をもって、クレジット会社に対して対抗することができ、その支払いを拒絶することができる（抗弁の接続：同法30条の4）。また、クレジット会社は、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないとされている（業務適正化義務：同法30条の5の2）。

そこで、これら割賦販売法に基づく主張をすることが考えられるが、前記（第3章II）のとおり、サクラサイト被害の多くは、翌月1回払い（マンスリークリア方式）による決済であり、この場合、割賦販売法の適用がない。そのため、クレジット会社が割賦販売法の適用がないと主張してくることが多い。もっとも、クレジット会社は、請求自体を数カ月間停止することには応じることも多く、その間に、決済代行業者・サクラサイト運営業者と交渉をすることとなる。なお、請求が停止されている間は、信用情報における延滞扱いにならないのが一般的である。

ところで、多くのクレジットカードには、その特約にて、支払方法を後からリボルビング払いに変更しうることが多い。そこで、サクラサイト被害に遭った場合には、リボルビング払いに変更することが考えられる。

この点、後からリボルビング払いに変更可能な機能（特約）が付与されているクレジットカードを交付していることは、リボルビング払いへの変更を想定した信用供与契約であり、リボルビング払いに変更後は包括信用購入あっせんに該当するものと解されている（経済産業省商務情報政策局取引信用課編『割賦販売法の解説〔平成20年版〕』49頁参照）。また、一般社団法人日本クレジット協会「包括信用購入あっせんに係る自主規制細則」2条においても、

◎執筆者一覧◎

(五十音順)

明石順平 (埼玉)	葛山弘輝 (東京)	中島俊明 (京都)
朝倉祐介 (東京)	加藤武夫 (神奈川)	中村弘毅 (埼玉)
安藤博規 (東京)	神野直弘 (埼玉)	東谷良子 (埼玉)
石渡幸子 (東京)	瀬戸和宏 (東京)	松苗弘幸 (埼玉)
井上光昭 (埼玉)	高木篤夫 (東京)	松宮徹郎 (東京)
岩城善之 (愛知)	武井共夫 (神奈川)	宮西陽子 (埼玉)
上原伸幸 (埼玉)	田島寛之 (東京)	山口翔一 (埼玉)
長田 淳 (埼玉)	月岡 朗 (埼玉)	

## サクラサイト被害救済の実務

平成29年11月19日 第1刷発行

定価 本体 2,500円＋税

編者 サクラサイト被害全国連絡協議会

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03 (5798) 7257 FAX 03 (5798) 7258

〔編集〕 TEL 03 (5798) 7277 FAX 03 (5798) 7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

組版／民事法研究会 カバーデザイン／鈴木 弘

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-191-3 C2032 ¥2500E